

第29回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成23年7月22日（金）14：00～：16:05

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、阿藤委員、安部委員、佐々木委員、首藤委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事（1）重要検討事項の審議

（2）重要検討事項の追加等について

（3）その他

5 議事概要

（1）重要検討事項の審議について

① 「ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備」の取組状況について、総務省及び厚生労働省から資料2及び資料3に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

・ 総務省の「雇用失業統計研究会」は、ワークライフバランス（以降、「WL B」という。）に関する事項を研究するために設置されたものなのか。家族・人口問題の専門家も入った構成となっているのか。また、配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るために大規模標本調査についての検討等は行われたのか。

→研究会は、毎年度、雇用、失業問題を中心に研究するために設置したものであり、家族・人口問題関係の専門家は構成員となっていないが、雇用、失業との関係からWL Bに関する事項を検討いただいているところ。また、大規模標本調査の創設は難しいため、100万人規模を対象としている就業構造基本調査を活用する方向で検討したい。

・ 結婚、出産を捉える年齢層は限られている。「就業構造基本調査」において、例えば、子育て期間中の該当者のサンプル数を拡充できないか。

→特定の年齢層のサンプル拡充は難しい。推計方法の工夫をするのが限界と考えており、分析の

手法を引き続き検討したい。

- ・「雇用動向調査」の「離職理由」の調査項目において、例えば「結婚するため」、「保育所がないため」、「配偶者の理解がない」、「親の介護のため」など掘り下げる事項を把握しているのか。また、継続就業者が離職しないで済んだ理由の把握も重要ではないか。
- 「雇用動向調査」の離職者票において、離職理由を事業主が記入する方式で「結婚」、「出産・育児」、「介護」の区分で把握しているが、それ以上の掘り下げる質問は設定していない。本調査の目的は、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることであり、離職理由に特化して深い質問をするのは難しい。
- 「就業構造基本調査」では、離職の理由の中で「介護のため」という区分があるが詳細な区分はない。ピンポイントの質問設計は難しい。家計の状況等と組み合わせて分析する面から工夫を考えたい。
- ・離職理由は事業所が把握している形式的なものであり、実態とは異なるのではないか。本人に直接聞く調査が必要ではないか。
- 「雇用動向調査」は、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることであり、離職理由に特化して深い質問をするのは難しい。
- 1つの調査でWEBを把握しようとするには無理がある。「雇用動向調査」で事業所側から、「就業構造基本調査」で世帯・個人側から捉えるといった、関連調査を組み合わせて分析することがよいと考えている。
- ・「21世紀成年者縦断調査」は重要性の高い調査であると考えている。新コーホート追加のため、平成24年度以降の予算概算要求を検討しているということだが、要求するかどうかも決まっていないということか。
- 厚生労働省内において、統計情報部として概算要求しているが、概算要求基準も示されていない段階であり、省内調整中である。
- ・「21世紀成年者縦断調査」の標本の追加は重要である。また、縦断調査に限らず政府統計の有用性をあげる努力は必要である。特に縦断調査は秘匿が難しいということは理解するが、中・長期的にみても広く利用しやすい環境を整えていくことは必要であると考える。

②「非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備」の取組状況について、総務省及び厚生労働省から資料4及び資料5に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・「雇用構造調査」は毎年テーマに沿い継続的に行われることだが、「若年者雇用実態調査」で、若年者以外の非正規労働者の実態が把握できるのか。また、「雇用構造調査」の各調査については同じフレームであると理解してよいのか。
- 事業所票の中で、その事業所の従業者の状況として雇用形態別の従業者数を把握することとしている。各調査とも母集団を固定し、毎年1万数千の客体を抽出して調査することとしていることから精度上は継続的な結果が得られると考えている。
- ・雇用契約期間を派遣労働者に質問した場合に、派遣先なのか派遣元との契約期間なのか回答に誤解が生じないか。
- 「労働力調査」における雇用契約期間については、従来は派遣元で把握していたが、今後は派遣先でも把握するよう、双方から把握できるように変更する予定。
- ・実労働時間に関するWEBアンケートの対象者は誰か、また結果はどうであったか。

→民間モニター500人を対象として調査票に正しく記入できるか確認するためのアンケートを行った。その結果、「月末1週間で働いた日数」、「月間で働いた日数」の事項について、盛り込む方向で検討している。

- ・昨年度の基本計画部会の第2ワーキンググループで、実労働時間を企業から把握するのと世帯から把握するのでは結果が異なるのではないかとの議論があったが、総合的な検討をする必要があるのではないか。

→世帯側から実労働時間を把握することが、基本計画の課題と認識しており、「労働力調査」で把握を検討している。

- ・非正規とは何かという問題がある。その考え方の基準として3つある。①労働時間（フルタイムかパートか）、②雇用契約期間（期間の長さ、有無）、③直接雇用か間接雇用か（正社員か派遣職員）で議論されると考えるが、呼称で分けていくという考え方もあるのか、どのように検討されているのか。

→「労働力調査」では、現在、呼称で把握しているが、新たに雇用契約期間の有無については調査することを検討している。他の労働者と比較した労働時間の把握は困難と考えている。

→新たに雇用構造調査において、就業形態の状況として、雇用期間の定めの有無、一般労働者と短時間労働者、派遣の状況について把握することを予定している。

- ・就業形態の転換に関して、厚生労働省において、調査できないのか。

→予算の関係もあり、何に重点を置くかということになるが、先ずは基本計画に沿って進めていきたい。

③「行政記録情報等の活用」に関する調査研究結果について、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官から資料6に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・「行政記録情報等の保有機関によるオーダーメード集計の活用」とは、一般個人が依頼できるというイメージか。

→行政機関が主体である。統計のオーダーメード集計は統計法に基づくものであるが、行政記録情報は他法に基づき収集されたものであるため、一般個人は利用できない。

- ・「学校保健統計調査」の健康診断票の統計作成への活用に関して、地方分権のため全国統一様式とできないとのことだが、統計委員会として勧告などできないか。

→例えば、レビューのやり取りの中で意見書として提出するかどうかということになる。

- ・「学校保健統計調査」について、コスト等の面からみても、統一化を図ることは地方公共団体にとってもよいことであり、データの互換性を上げることは重要で有用性が高まるところから、文部科学省のリーダーシップを発揮して行政記録情報の利便性を高めて欲しい。

→本件の取扱については、事務局において検討させていただく。

- ・震災対応との関係からも行政記録情報を数値にすると有効活用できると考える。行政記録情報の保有者が許可すれば使用できるのか。

→行政記録情報は各々個別の法律に基づいているため、全て調べ上げることは難しい。具体的な事例について議論する方が実質的である。

(2) 平成22年度統計法施行状況報告に関する追加重要検討事項候補及び質問事項の確認について
杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官から席上配布資料に基づき説明が行われ、以下

の通り採択された。

① 追加重要検討事項について

各委員から提出された追加重要検討事項の候補について、提出委員から補足説明が行われ審議された。その結果、「東日本大震災に係る統計データの提供等」が採用された。

② 質問事項について

統計法第33条第2号に基づく調査票情報の利用の状況に関する質問事項について、千野総務省政策統括官付統計企画管理官から補足説明が行われ、残りの以下の質問事項について、次回の基本計画部会において、関係府省から報告することとされた。

- ・平成22年度を21年度に比べると、基幹統計の周期調査の公表平均期間は大きく短縮され、一般統計では、大きく伸びているという結果が平成22年度統計法施行状況報告の表6と表9に記載されているが、この背景としてどのような要因が考えられるのか。
- ・e-Stat アクセス件数が平成21年度から22年度にかけて大幅に伸びているが、その背景としてどのような要因が考えられるのか。また、21年度だけではなく、これより以前のアクセス件数はどうなっているのか。
- ・住宅・土地に関する統計体系についての検討事項のうち、②、③については、検討しているとの回答があるが、①「住宅・土地統計調査と国勢調査との関係やあり方の見直し」については回答がない。①は大変大きな話ではあるが、どこかで具体的に検討が行われる予定があるのか。

(3) その他

次回基本計画部会は、8月29日（月）の統計委員会終了後に開催される予定。

以上

＜文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり＞